

伊勢原市道路占用料条例の一部を改正する条例に伴う道路占用料比較表

現 行				改 定			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	電柱	1本 につ き1 年	1,750円	第1種電柱	1本 につ き1 年	1,150円	
	電話柱（電柱であるものを除く。）		645円	第2種電柱		1,770円	
	その他の柱類		1,644円	第3種電柱		2,390円	
				第1種電話柱	1,030円		
				第2種電話柱	1,650円		
				第3種電話柱	2,260円		
				その他の柱類	100円		
				共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	
				地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年	6円	
				路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,010円	
			地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	620円		
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,361円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,060円	
				郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	860円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,724円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,540円	
	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,303円				
	その他のもの	線類	長さ1メートルにつき1年	149円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,060円
		線類以外のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,172円			

法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	112円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	43円
		外径0.1メートル以上0.2メートル未満のもの		161円			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	61円
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	261円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			92円	
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	645円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			120円	
	外径1.0メートル以上のもの	1,303円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			190円	
	その他のもの	外径0.2メートル未満のもの		287円			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	250円
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		470円			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	430円
		外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		1,187円			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	620円
		外径1.0メートル以上のもの		2,361円			外径が1メートル以上のもの	1,230円
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道敷類		占用面積1平方メートルにつき1年			1,303円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雨よけ類	183円						
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.01円		法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,770円
		階数が2のもの	A×0.016円	その他のもの				
	階数が3以上のもの	A×0.02円						
	上空又は地下に設ける通路		1,644円					
	その他のもの		183円					

法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>57円</u>	法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日 <u>その他</u> の <u>催し</u> に際し、一 時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>35円</u>	
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>6,864円</u>		その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1 <u>月</u>	<u>350円</u>	
政令第 7条第 1号に 掲げる 物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1 <u>月</u>	<u>19円</u>	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1 <u>月</u>	<u>350円</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>5,724円</u>		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>3,540円</u>
	標識	1本につ き1年	<u>1,878円</u>	標識	1本につ き1年	<u>1,650円</u>		
	旗ざお	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	1本に つき1 日	<u>62円</u>	旗ざお	祭礼、縁日 <u>その他の催</u> <u>し</u> に際し、 一時的に設 けるもの	1本に つき1 日	<u>35円</u>
		その他のもの	1本に つき1 年	<u>6,864円</u>		その他のもの	1本に つき1 <u>月</u>	<u>350円</u>
	パーキングメーター	1本に つき1年	<u>587円</u>					
	幕(政 令第7 条第2 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く 。)	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>57円</u>	幕(政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く 。)	祭礼、縁日 <u>その他の催</u> <u>し</u> に際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>35円</u>
		その他のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>6,864円</u>		その他のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1 <u>月</u>	<u>350円</u>
	アーチ	車道を横断 するもの	1基 につ き1 年	<u>74,481円</u>	アーチ	車道を横断 するもの	1基 につ き1 <u>月</u>	<u>3,540円</u>
		その他のもの		<u>37,306円</u>		その他のもの		<u>1,770円</u>

	電柱、乗合自動車停留所標識 その他これらに類する物件に 添加した広告物	2,856円				
	政令第7条第2号に掲げる 工事用施設及び同条第3号 に掲げる工事用材料	6,864円	政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	350円		
	政令第7条第4号に掲げる 仮設建築物及び同条第5号 に掲げる施設	2,804円	政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	210円		
政令第7 条第6号 に掲げる 施設並び に同条7 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	階数が1の もの	A×0.014円				
	階数が2の もの	A×0.02円				
	階数が3の もの	A×0.025円				
	階数が4以 上のもの	A×0.028円				
	その他のもの	A×0.014円				
前各項に該当しないもの	前各項に準じ て市長が定め る額		前各項に該当しないもの	前各項に準じて 市長が定める額		

備考

1 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。なお、1年未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

備考

1 政令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。

2 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1年未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときはその満たない数又はその端数は1月として計算する。

3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

2 表示面積とは、広告塔、広告物又は看板の表示部分の面積をいう。

3 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

4 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により、伊勢原市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された固定資産税評価額を表すものとする。

6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。